

従来の不活化ワクチン(皮下注射)

季節性インフルエンザ予防接種 説明書



【疾病の概要】

A型又はB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快するのが典型的なインフルエンザで、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強い。

特に、高齢者や、年齢を問わず呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加する。小児では中耳炎の合併、熱性けいれんや気管支喘息の誘発、稀ではあるが小児・成人を含めて急性脳症などの重症合併症があらわれることもある。

【予防接種を受けることが適当でない方】

- ① 接種当日、明らかな発熱*を呈している方
*接種会場で測定した体温が、通常37.5℃以上の場合を指す。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー*を呈したことが明らかな方
*通常、接種後30分以内に起こる重症なアレルギー反応を指す。
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤ その他、接種担当医師が不適当な状態と判断された方

【予防接種を受ける際、接種担当医師とよく相談する必要がある方】

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方

【接種対象者等】

対 象 者： 接種当日、1歳以上の方 ※生後6か月から1歳未満のお子さんは、接種費用の助成はありません。

回数及び間隔： 13歳未満の方 ⇒ 2～4週間の間隔を空けて、2回

13歳以上の方 ⇒ （原則）1回

※医師が2回接種を必要と判断する場合は、その限りではない。

2回接種を受ける場合は、1～4週間の間隔を空ける。

《《裏面あります》》

【副反応について】

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（蕁麻疹、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じるが、まれに接種後4時間以内（アナフィラキシーの副反応報告基準）に起こることもある。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症等があらわれたとの報告がある。

その他、まれに接種直後から数日中に、発疹、蕁麻疹、紅斑、掻痒等があらわれることがある。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、接種部位の発赤、腫脹、疼痛等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失する。また、接種部位の発赤、腫脹、疼痛などを認めることがあるが、通常、2～3日中に消失する。

予防接種の副反応により健康被害が生じた場合

万が一、インフルエンザワクチン接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種事故賠償補償保険に基づく給付や予防接種法に基づく給付、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることができます。

申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

●予防接種事故賠償補償保険に基づく給付について

予防接種が原因で死亡した場合や身体に障害が生じた場合、その健康被害の程度に応じて、町が加入する保険から健康被害死亡補償保険金もしくは障害補償保険金が支給されます。

健康被害が今回の予防接種の副作用によるものかどうかの判断については、保険会社で事故調査を行ったうえで、支給の可否を決定します。

●予防接種健康被害救済制度について

定期接種（B類疾病の予防接種）によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。健康被害の程度等に応じて、医療費や医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。

●独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付（医薬品副作用被害救済制度）について

医薬品は正しく使っていても、副作用の発生を防げない場合があります。そこで、医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含みます）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度です。

任意接種として接種を受け健康被害が生じた場合は、当該制度の対象となります。

【お問い合わせ先】

小国町役場 福祉課 ☎46-2116
南小国町役場 町民課 ☎42-1113